

令和6年度 下水道管路管理総合技士 登録更新申請案内

公益社団法人 日本下水道管路管理業協会

1. 総合技士登録更新について

当協会が指定する登録更新の対象となる講演会等を受講し、以下の手続きを行うことにより下水道管路管理総合技士の登録更新となります。

※ 登録更新の対象となる講演会等を受講されない場合や、更新の申請手続きをされなかった場合は、下水道管路管理技士の資格登録は、期限到来後に抹消されます。

2. 申請受付期間と申請方法

(1) 申請受付期間

対象となる講演会を受講した翌日～令和6年11月29日（金）まで

(2) 申請方法

「4. 提出書類」に示す書類を、折り曲げずに封筒（角2サイズ）に入れ、下記の宛先に郵送して下さい。

【宛先】 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 試験・研修部
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-5-11 岩本町 T・I ビル 3F
電話：03-3865-3575

※ 封筒の表面に「登録更新申請書在中」と朱書きして下さい。

3. 更新手数料と支払い方法

(1) 更新手数料（税込）

当協会会員	3,300円（適用税率：10%、消費税額：300円）
一般	6,600円（適用税率：10%、消費税額：600円）

(2) インボイス対応について

- ① 適格請求書発行事業者の作成者の氏名又は名称
→ 名称：公益社団法人日本下水道管路管理業協会
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
→ 名称：公益社団法人日本下水道管路管理業協会
→ 登録番号：T1-0100-0501-4415
- ③ 課税仕入れを行った年月日
→ 新登録証に記載の発行日とします。
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
→ 更新手数料
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
→ 本案内 P.1 「3 (1) 更新手数料」に記載のとおり
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等
→ 本案内 P.1 「3 (1) 更新手数料」に記載のとおり

(3) 支払い方法

① ゆうちょ銀行店頭から払い込む場合

更新手数料のお支払いは、下記の口座に払込んで下さい。

【払込先】 口座名：公益社団法人日本下水道管路管理業協会
ゆうちょ銀行振替口座：00120-2-75034

注)・払込用紙は、ゆうちょ銀行備え付けの用紙をご利用下さい。

・払込手数料は、申込者負担となります。

・払込人欄への記入は、受講者名と所属会社名をご記入下さい。

② ネットバンキング等で送金する場合

銀行名	ゆうちょ銀行
預金種目	当座
店名	〇一九店 (ゼロイチキュー店)
口座番号	0075034
口座名 (※1)	シャ) ニホンゲ スト ヲカンカンリギ ヲウキョウカイ

注) 払込手数料は、申込者負担となります。

※1 口座名は、全ての文字が入らなくても差し支えありません。

4. 提出書類

提出書類は必ず受講者(申請者)自身が記入し、次の①～⑦を提出して下さい。

- ① 登録更新申請書(総合技士) 1部
- ② 写真 1枚
上三分身(おおむね胸から上)(縦4cm×横3cm) 6カ月以内撮影
「①の登録更新申請書(総合技士)」⑥欄に貼り付けて下さい。
- ③ ゆうちょ銀行振替払込金受領証の写し
3.(3)で払い込まれた受領証の写しを「①の登録更新申請書(総合技士)」の裏面(第2面)⑩欄に貼り付けて下さい。なお、ネットバンキング等で送金された場合は、送金した証明書を添付して下さい。
- ④ 受講証明書の写し(対面式講習の場合) 1枚
講演会当日にお渡しする「受講証明書」の写しを添付して下さい。
- ⑤ 下水道管路管理総合技士登録更新報告書 1枚
- ⑥ 登録証
お手持ちの登録証を申請書類に同封するとともに、その写しを「①の登録更新申請書(総合技士)」の裏面(第2面)⑪欄に貼り付けて下さい。
なお、登録証を紛失された場合は、申請書の⑪欄へ「登録証紛失」と記入して下さい。
- ⑦ 登録届 1枚
協会が作成する登録簿へ記載することについて登録者の同意を頂きます。
なお、提出なき場合は、同意があったものとみなします。

※ 「⑤ 下水道管路管理総合技士登録更新報告書」の様式は、当協会ホームページからダウンロードすることができます。

5. 登録証の交付

新しい登録証は、令和7年1月末までにご自宅宛てに郵送します。

6. 問い合わせ先

公益社団法人日本下水道管路管理業協会 試験・研修部 担当：海老澤
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-5-11 岩本町T・Iビル3F
電話：03-3865-3575 FAX：03-5809-2615
メール：shiken@jascoma.com ホームページ：http://www.jascoma.com/